

『WTOと予防原則』

(岩田伸人著 農林統計協会)

BSE (狂牛病)、鳥インフルエンザなど、近年、食品の安全性をめぐる問題が多発している。特に、最近の特徴は、それが国際的規模になり貿易との関係が強く現れていることである。例えば、日本でBSEが発生した時には飼料として使われていた輸入肉骨粉が問題になり、米国でのBSE発生後に日本は米国産の牛肉の輸入禁止措置をとった。また、鳥インフルエンザの場合においても、タイ産鶏肉の輸入禁止措置がとられた。そのほか、遺伝子組み換え食品、ホルモン牛肉、抗生物質を使用した養殖エビなどをめぐって国際的な紛争が起きている。

本書は、こうした食品の安全性をめぐる貿易問題について、「予防原則」という観点からWTOにおける議論やホルモン牛肉紛争、コーデックス基準などを詳細に紹介したものである。本書によると、「予防原則」とは、「科学的な解明の努力が行なわれているが、現状では確証が得られないものの、放置すると不可避免的に悪化する予兆が存在する時に暫定的に予防的な措置をとる」というものであり、ドイツにおいて環境問題への対処のなかで形成された概念である。予防原則は既に地球サミットのリオ宣言第15原則で採用されており、WTOのSPS (衛生植物検疫措置)協定の中にもこの考え方がある。ただし、予防原則の適用に関しては見解の相違がみられ、その典型的な事例としてホルモン牛肉をめぐるEUと米国の紛争問題がある。

WTOは無差別で自由な貿易を推進するための機関であるが、環境問題や食品の安全性は生存に関わる重大な問題であり、「自由貿易」よりも優先されるべきものである。しか

し、科学的根拠なしに環境保全や食品安全性を理由に貿易措置がとられると、恣意的な運用が行なわれてしまい「偽装された保護主義」になってしまうため、「予防措置」の実施にはルール化が必要である。

WTOは近年、環境問題、食品安全性、労働問題など「自由貿易原則」だけでは解決できない様々な問題を抱えるようになっており、貿易論の研究者も、ただ自由貿易の経済厚生だけを論じていればよかった時代から大きく転換しているが、その解明、研究は遅れている。その意味で、本書は食品の安全性をめぐる国際貿易問題に関する貴重な成果でありタイムリーな本であると言えよう。

なお、著者は、本書で論じている「食の安全 (Food Safety)」は、日本がWTO交渉で主張している「食料安全保障」とは全く無関係であるとしているが、日本の食料の置かれている実態を考えるとやや視野が狭いと思われる。日本農業を自由貿易原則だけに委ねてしまうと多くの部分が維持できなくなり、地域社会が崩壊し農地が放棄されてしまうであろう。一度、農地が放棄されると、それを生産可能な状態に戻すのには多大な労力、時間が必要である。こうした事態に陥るのを防ぐために政府は国境措置を設けたり農業政策を実施しているが、これも食料の量的不足のリスクに対処するための「予防的措置」であろう。食料安全保障には量的な面と質的な面があり、本書は質的な面のみを論じているが、日本のような食料輸入大国では量的な確保も重要な「リスクマネジメント」であると思う。

(2004年2月 2,625円 157頁)

(清水徹朗)